

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

「健康診査等補助金支給規程」及び「インフルエンザ実施要領」の一部変更について

平成 2 5 年 7 月 1 1 日に開催した第 6 9 回組合会において、標記組合規程の一部変更について承認され、7 月 1 7 日付けで関東信越厚生局に届出を行いましたので、組合規約第 5 2 条の規定により下記のとおり公告いたします。

記

1. 健康診査等補助金支給規程の一部変更

【現行】	【変更後】
<p style="text-align: center;">第 3 章 健康審査等 (種類と受診資格)</p> <p>第 15 条 健康診査の種類と受診資格は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) インフルエンザ予防接種 接種日に資格を有する被保険者または被扶養者で、毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までに受けたインフルエンザ予防接種であること。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 健康審査等 (種類と受診資格)</p> <p>第 15 条 健康診査の種類と受診資格は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) インフルエンザ予防接種 接種日に資格を有する被保険者または被扶養者で、毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までに受けたインフルエンザ予防接種であること。 <u>但し、南半球の諸国に居住する加入者については、4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間とする。</u></p> <p><u>附則 この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。</u></p>

## 2. インフルエンザ実施要領の一部変更

【現行】	【変更後】
<p>2. 補助金支給対象期間と補助回数</p> <p>(1) 毎年10月1日から11月30日までの期間とする。</p> <p>(2) 一人につき1回までとし、2回接種の場合は、最初の1回分のみを補助対象とする。</p>	<p>2. 補助金支給対象期間と補助回数</p> <p>(1) 毎年10月1日から11月30日までの期間とする。</p> <p><u>但し、南半球の諸国に居住する加入者については、4月1日から5月31日までの期間とする。</u></p> <p>(2) 一人につき1回までとし、2回接種の場合は、最初の1回分のみを補助対象とする。</p> <p><u>附則</u> <u>この実施要領は平成25年8月1日から施行する。</u></p>